

仕 様 書

- 1 業務名
音声版さっぽろ市議会だより製作業務
- 2 業務委託期間
契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 発行回数（発行月）
4回（令和7年6月、9月、12月、令和8年2月）
- 4 発行部数
各回170部×4回 計680部
- 5 納入期限
(原稿提供予定日)

(1) 令和7年 6月23日	令和7年 5月23日
(2) 令和7年 9月22日	令和7年 8月22日
(3) 令和7年 12月22日	令和7年 11月21日
(4) 令和8年 2月24日	令和8年 1月23日
- 6 規格
 - (1) 収録内容
さっぽろ市議会だよりの朗読
 - (2) 録音媒体の種類
記録用CD-R（最大700MB）。CD-Rは受託者が用意する。なお、毎号1枚のCD-Rに収まるよう収録することとし、CDプレイヤー等で再生できるものとする。
 - (3) 録音方法
受託者において、朗読録音・編集・ダビングを行う。
- 7 納品場所及び検査場所
札幌市議会事務局政策調査課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎16階）
- 8 業務の内容
以下のとおり、音声版の製作及び納品等を行う。
 - (1) 契約後速やかに、委託者と原稿入稿方法や作業工程の打ち合わせを行うこと。
 - (2) 受託者は、音声版製作に精通した担当者を定め、委託者との連絡調整に当てること。
 - (3) 委託者の指示により、各号の原稿入稿から納品日までの工程表案をデータ又は紙媒体により提出すること（電子メールによる方法でも可）。なお、1回当たりの作業工程は30日以内とする。

- (4) 委託者が提供した原稿（Word ファイル、PDF ファイル等）に基づき、音声版を製作すること。原稿は委託者が別に指定する日に郵送又は電子メール等により提供する。また、原稿中の固有名詞や読みにくい用語等については、ルビを付けて提供する。なお、委託者が提供したデータ及び資料については、公開しているものを除き複写又は謄写を禁ずる。
- (5) 製作に当たっては、音声版の朗読を熟知している者に朗読を担当させ、録音形式等については、全国視覚障害者情報提供施設協会が定めた「録音図書製作基準（別紙）」等に準拠すること。
- (6) 受託者は、製作した音声データを CD-R にダビングする前に、委託者に音声データを送付して内容の確認を取り、訂正箇所があった場合は委託者の指示の下に訂正を行うこと。
- (7) CD-R に貼り付ける「さっぽろ市議会だより」の点字シール 170 枚を製作し併せて納品すること。
- (8) 音声版さっぽろ市議会だよりを札幌市議会のホームページに掲載するため、当該データを電子媒体（CD-R 等）に WMA 形式で格納し、他の CD-R と併せて納品すること。なお、WMA 形式のデータについてはトラック分けを行わず、1 ファイルで格納すること。
- (9) 受託者は、送付中に毀損しないように適宜適切な部数を梱包し、段ボール箱等に収納し、段ボール箱等の外側に物品名・号数・数量を記載の上、納品すること。また、段ボール箱等は受託者が用意すること。
- (10) 納品後、委託者が検査を行い、不良が認められた場合は速やかに訂正した音声版を 170 部納品すること。

9 環境への配慮

本契約においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本契約に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 本契約に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つよう周知すること。

10 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 その他

- (1) 支払いについては、納品後都度払いとする。
- (2) 契約金額には、本契約の履行に必要な物品の費用、製作費のほか発送費等一切の経費を含むこととする。
- (3) 業務遂行上、疑義等が生じたときは、その都度、委託者と協議すること。
- (4) 契約書及び仕様書に明記されていない事項については、その都度、委託者と協議すること。